

とうきょう米粉ネットワーク 会則

1 目的

本会は、米粉の良さを見直し、米粉の利用・普及のために会員間の情報交換や共同活動を行い、米粉の普及推進を図ることを目的とする。

2 名称

本会は、「とうきょう米粉ネットワーク」と称する。

3 活動

本会は、目的達成のために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 米粉に関する情報収集と情報提供
- (3) 米粉の普及のための PR 活動
- (4) その他、目的達成に必要な活動

4 会員

本会は、本会の目的に賛同する団体、企業及び個人をもって構成する。

5 会員資格

会員が、JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）等の関係法令に違反した場合は、違反の事実が公になった日から起算して 3 ヶ月の間、会員資格を停止することとし、具体的には以下のとおりとする。

- (1) とうきょう米粉ネットワークとしての取組への参加停止
- (2) 関東農政局ホームページへの掲載削除
- (3) 東京米粉マップへの掲載停止
- (4) 関東米粉食品メールマガジンへの掲載停止

6 幹事会・役員

- (1) 会員の中から幹事を募り、幹事会を置く。
- (2) 幹事の中から互選により、本会の会長と副会長 2 名を選出する。

7 事務局

本会の運営上の事務取扱は東京農政事務所が行う。

8 その他

その他必要事項は、幹事会で協議する。